

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《大玉村-富岡町》

1. 避難者等の受け入れの状況

<避難者の受け入れ>

- ・ 大玉村において、安達太良地区の仮設住宅に富岡町から約 390 人を受入れている他、借上げ型仮設住宅への主な市町村の受け入れは、富岡町から約 40 人、浪江町から約 20 人、大熊町から約 10 人。(平成 26 年 1 月 23 日時点)
- ・ 応急仮設住宅入居(約 460 人)の割合は、建設分が約 8 割、民間賃貸住宅分が約 2 割となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数(福島県調べ)によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅(建設分)の入居状況】 (平成 26 年 1 月 23 日時点)

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数	入居戸数	入居者数
富岡町	玉井 横堀平	418	248	386
計		418	248	386

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)契約及び入居状況】 (平成 26 年 1 月 23 日時点)

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
南相馬市	1	3	浪江町	10	19
大熊町	4	10	双葉町	3	4
富岡町	11	37	計	29	73

<公共施設の受け入れ>

- ・ 大玉村役場に近接して、富岡町が役場の出張所を設置しており、仮設住宅の住民向けに各種サービスを実施している。また、安達太良の応急仮設住宅に隣接して、富岡町が町立の仮設診療所を設置している。

2. 生活拠点の形成に向けた基本的考え方

(1) 復興公営住宅

- ・ 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくために、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- ・ 大玉村における復興公営住宅整備について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画(平成 25 年 12 月)」に基づき整備を行うこととし、仮設住宅用地として使用している 8 ha のうちの一部を活用し、67 戸の整備を行う。
- ・ 整備主体については、平成 25 年 7 月の富岡町長から大玉村長への復興公営住宅整備の要請に基づき、大玉村営とする。
- ・ 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、コミュニティ集会室等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。

- ・ 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

	所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度
第一期	大玉村玉井横堀平	大玉村(県代行)	67戸	一戸建	H27年度
	合計	—	67戸	—	—

(2) 役場機能

- ・ 避難元の富岡町において、大玉村内の避難者に対する行政サービスの拠点として、当面の間、大玉出張所（所在地：安達郡大玉村玉井字台 45-1）の役場機能を維持する。

(3) 関連基盤

<教育機関>

- ・ 避難元の富岡町においては、当面の間は、三春町に立地する富岡町営の中学校へスクールバスを運行する。（現在、小学生の通学はなし。）
- ・ また、大玉村立の小中学校等への区域外就学にも引き続き対応する。

<医療機関、介護サービス>

- ・ 医療機関・医療サービスについては、隣接医療機関との連携を図るなど、入居者が安心して生活できる医療支援策を検討する
- ・ 介護サービスの提供機関は、村社会福祉協議会や病院・民間業者、近隣市村で構成する安達福祉会などが存在する。高齢化率・介護認定率・認定者のサービス利用率ともに緩やかな増加傾向で、介護福祉施設、老人保健施設等は待機の状態が続いており、介護の現場の状況把握に努める。

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備に当たっては、大玉村の都市計画や個別のまちづくり計画との整合にも留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- ・ 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいづくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・ 実施する事業については、県庁内生活拠点プロジェクトチームや、福島県と復興庁が主催するコミュニティ研究会における専門家や関係機関の意見も踏まえ、年度内をめぐりに方針・施策を取りまとめる。
- ・ 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- ・ 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者とその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。

- 富岡町では、平成24年2月より富岡町からの避難者の居所を証明する取組みを独自に実施してきたところであるが、上記通知を踏まえ、平成25年4月1日から、申請者に対し、当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を開始している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成25年12月31日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	234人	626枚	川内村	H25.4.1～	93人	99枚
田村市	H25.2.15～	47人	47枚	大熊町	H25.3.1～	2,263人	2,754枚
南相馬市	H25.2.15～	1,194人	1,649枚	双葉町	H25.2.1～	-	1,548枚
川俣町	H25.2.12～	39人	39枚	浪江町	H25.3.1～	-	4,331枚
広野町	H25.2.15～	126人	149枚	葛尾村	H25.2.1～	198人	230枚
檜葉町	H25.4.1～	820人	820枚	飯館村	H25.2.15～	221人	263枚
富岡町	H25.4.1～	-	2,721枚	計		(5,235人)※	15,276枚

- ※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。